

質問に対する回答書

令和 7 年 2 月 28 日付け五條市公告第 29 号「大野屋活用事業」に係るプロポーザルの実施について、質問がありましたので下記のとおり回答します。

番号	質問内容	回答
1	・営業日について 本業があるため、必ず週 5 日営業するのは難しい可能性がある。営業日数の規定はどの程度厳守する必要があるのか。柔軟な対応は可能か	施設使用日については、地域のにぎわいづくりや活性化を促進するため、原則週 5 日以上としています。 年末年始など一定の集客が見込めないなどの理由で、やむを得ず施設使用日を変更する場合は書面協議により決定することとします。
2	・事業内容の変更について 企画提案書と異なる内容を実施した場合、指導が入ると記載されているが、集客が思うように伸びなかった場合、事業の方向転換は可能か。	企画提案書等に記載された内容から全く別の事業内容に変更することは認められませんが、書面協議により地域のにぎわいづくりや活性化を促進する事業と認められる場合は、事業内容の変更を可とすることがあります。
3	・契約途中の解約について 5 年契約となっているが、途中で集客が見込めず契約を終了したい場合、例えば 2 年目の 9 月で解約する場合、違約金はどの期間分を支払う必要があるのか	2 年目の 10 月分から翌年 3 月分までの施設使用料相当額と想定しています。 ※9 月末日での辞退の場合